(前略)

- 第14条 企画評価専門委員会に、各部が担う科目に 係る企画、立案及び評価を行わせるため、各教室等 の区分に応じて、それぞれ分野別部会を置く。
- 2 分野別部会は、次の各号に掲げる者で組織する。
  - (1) 各教室の主任及び副主任

改

- (2) 関係学部の教員
- 3 前2項に定めるもののほか、分野別部会に関し必 要な事項は、企画評価専門委員会が定める。

(中略)

(部)

- 第17条 教育院に、次表左欄に掲げる部及び当該部 にそれぞれ同表右欄に掲げる教室を置く。
  - 教養教育部 哲学・思想系教室、歴史・文明系教室、 芸術・言語文化系教室、行動科学系教室、地域・ 文化系教室、社会科学系教室、情報系教室、環境・ 保健·体育系教室
  - 基礎教育部 数学教室、物理学教室、化学教室、地 球科学教室、生物学教室

外国語教育部 英語教室、初修外国語教室

2 前項の部又は教室に、専任教員(年俸制特定教員 及び特定外国語担当教員を含む。以下同じ。)又は兼 担の教員を置く。

(中 略)

第21条

 $2\sim4$ 

(略)

(事務組織) 第22条 (略) (内部組織に関する委任) 第23条 (雑則) 第24条 (略)

第14条

(同 左) (1) (2)

改

3 第1項に定めるもののほか、企画評価専門委員会 に、必要に応じて特定の科目に係る企画、立案及び 評価を行わせるため、特別部会を置くことができる。

正

4 前3項に定めるもののほか、分野別部会及び特別 部会に関し必要な事項は、企画評価専門委員会が定 める。

(部)

- 第17条 教育院に、次表左欄に掲げる部及び当該部 にそれぞれ同表右欄に掲げる教室を置く。
  - 教養教育部 哲学・思想系教室、歴史・文明系教室、 芸術・言語文化系教室、行動科学系教室、地域・ 文化系教室、社会科学系教室、情報系教室、健康・ スポーツ系教室

基礎教育部 数学教室、物理学教室、化学教室、地 球科学教室、生物学教室

外国語教育部 英語教室、初修外国語教室

2 (同 左)

第21条

 $2\sim4$ 

(同 左)

(附属センター)

- 第22条 教育院に、国際学術言語教育センター(以 下「センター」という。)を置く。
- 2 センターは、実践的な言語運用能力の向上に係る 教育方法の開発及びこれに基づく教育の実施並びに これらの業務の実施に関し必要な調査研究等を行
- 3 センターに、センター長を置き、教育院の専任の 教授のうちから、協議会の議を経て、教育院長が指 名する。
- 4 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。 (事務組織)

第23条

(内部組織に関する委任)

(同 左)

第24条 (雑則)

第25条 (同 左)

改 正 前	改 正 後
	附則
	この規程は、平成26年4月1日から施行する。